



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

物流イノベーション実装支援事業 応募要領

公募期間：令和7年6月6日（金）～令和7年7月17日（木）17：00

令和7年6月
国土交通省
物流・自動車局

目次

1. 物流イノベーション実装支援事業について	- 1 -
1. 1 事業の趣旨	- 1 -
1. 2 事業の概要	- 1 -
2. 業務の概要	- 1 -
2. 1 実施主体	- 1 -
2. 2 業務内容	- 1 -
2. 3 企画提案	- 2 -
2. 4 公募期間	- 2 -
3. 参加資格要件	- 2 -
3. 1 事業者の資格	- 2 -
4. 提案書類	- 3 -
4. 1. 提案書類の提出	- 3 -
4. 1. 1 提案書	- 3 -
4. 1. 2 添付書類	- 3 -
4. 1. 3 提出形態	- 4 -
4. 1. 4 提案書類の提出期限及び提出先	- 4 -
4. 2 提案書類の受理	- 4 -
4. 3 事業費の範囲	- 4 -
4. 4 その他の注意事項	- 6 -
5. 公募開始から契約までの流れ	- 6 -
5. 1 契約までの全体スケジュール	- 6 -
5. 2 事業の選定	- 6 -
5. 2. 1 審査方法	- 6 -
5. 2. 2 審査基準	- 7 -
5. 3 契約について	- 7 -
5. 4 個人情報等の取扱い等	- 8 -
6. 契約後の責務等	- 8 -
6. 1 請負者としての責務	- 8 -
6. 2 事業費の不正使用・不正受給ならびに事業実施上の不正について	- 8 -
6. 2. 1 不正使用及び不正受給への対応	- 8 -
6. 2. 2 事業上の不正行為への対応	- 9 -
6. 3 事業成果の取扱い	- 9 -

1. 物流イノベーション実装支援事業について

1. 1 事業の趣旨

物流イノベーション実装支援事業は、我が国の物流分野における担い手不足や労働生産性の抜本的な改善・改革を目的に、デジタル技術等による物流イノベーション（物流DX）の実現を加速させるため、ベストプラクティスの創出を図るとともに、実証により課題・具体的な手順を明らかにすることで、物流DXの社会実装を図るものです。

1. 2 事業の概要

実施期間：契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

費用負担限度額：1件あたり事業費の額は、直接経費、間接経費合わせて
上限5,000万円（消費税込み）とします。

- ※ 事業費は可能な限り精査した金額を計上して下さい。過大な積算を行っている場合は、審査上マイナスとなることがあります。
- ※ 採択の際は、審査結果を踏まえ、事業計画の見直し、事業費の減額等の条件が付される場合があります。
- ※ 事業費の支払いは業務履行後の検査確認後とします。

2. 業務の概要

本事業では、以下に掲げる事項を実施するものとします。本事業の実施にあたっては、作業を円滑かつ効率的に進めるため、各作業の実施にあたっては国土交通省監督職員と適宜協議を行い、その指示の下で行うものとします。

2. 1 実施主体

実施主体は、以下の①又は②のいずれかとします。

- ① 物流サービス提供事業者を含む共同提案体
 - ※ 共同提案体の法人格の有無を問いませんが、代表者を定めて、契約等に関する業務（見積提出等を含む）に従事する者を明らかにしてください。
- ② 物流分野において先端的技術の活用を行おうとする事業者等（単独又は共同）
 - ※ 事業者には、大学・研究機関等を含みます。

2. 2 業務内容

請負者は、以下に掲げる業務を実施するものとします。

- ① 事業計画書の作成
 - 事業概要、体制、実施内容、スケジュール、成果物等を整理し、契約締結後7日以内に事業計画書として取りまとめてください。
 - これらの作成にあたっては、履行期限内に実証事業を実施し、係る経費の支払いも含めた全てのプロセスを完了することのできる実効性のある計画を策定するとともに、目標とするKPIを定義し、その検証手法を具体的に記載してください。

② 実証事業の実施

事業計画書の記載に従って実証事業を実施し、本提案内容における社会実装時における効果や課題等を検証してください。

実証事業の実施においては、「実際の物流への適用による検証」や「机上検証」等、その手法は問いませんが、可能な限り現実の物流に即した効果検証を検討してください。

③ 調査報告書の作成

実証事業の結果を踏まえ、事業成果や社会実装に向けた方策等を取りまとめてください。

調査報告書の作成にあたっては、本提案内容の社会実装時における効果や課題等を示すとともに、社会実装に向けたロードマップや留意点（例：実施スキーム、導入手順、システム仕様、関係者との合意形成方法等）等について、社会実装や横展開の参考になるよう具体的に整理してください。

2. 3 企画提案

事業趣旨及び業務内容を踏まえ、国内物流分野における課題を特定し、当該課題に対し、一定の先進性を有し、かつ社会実装に資する実効性の高い解決策を提案してください。

提案にあたっては、下記に示す全ての要件を満たすとともに、「解決を図る具体的な領域（業界・物流プロセス等）」、「課題解決の手法（提案時における仮説）」、「K P I と効果検証の方法」、「社会実装に向けたロードマップ（提案時における仮説）」や「事業実施に係る体制・スケジュール・成果物」等について具体的に示してください。

提案内容が満たすべき要件

- 国内物流分野における生産性・持続可能性向上に資する取組であること。
- 調査・実証内容が一定の先進性を有しており、現在又は将来的に発生が予測される物流課題の解決に資する取組であること。
- 調査・実証内容及びそのプロセスが具体化されており、実施計画・手法が明らかであること。
- 社会実装を前提とした取組であり、そのプロセスが明らかであること。
(例：社会実装に向けた課題の整理、調査・実証内容の有効性・許容性の検証等)
- 調査・実証内容が汎用性を有し、他の取組への横展開に資するものであること。
(例：展開可能な領域・業界等の特定、展開時における効果・課題の整理等)

また、事業実施にあたっては、以下の全てを満たしている必要があります。

- ① 専門的な知見に基づき、事業を円滑かつ確実に実施できること。
- ② 調査・実証の実施に十分な体制が確保されていること。

2. 4 公募期間

令和7年6月6日（金）～令和7年7月17日（木）17:00

3. 参加資格要件

3. 1 事業者の資格

本業務への参加は、次の資格を満たしていることを条件とします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（関東・甲信越）」の競争参加資格を有する者であること。または、令和7・8・9年度国土交通省競争参加

資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（関東・甲信越）」の申請を行っており、採択後の契約手続き開始までに当該資格を取得できる者であること。

- (3) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※ 本事業遂行に責任を持つ「代表事業者」及び「分担事業者」を決めて下さい。なお、分担事業者とは、主体的に事業を実施するその他の事業者を意味し、事業の遂行に関して代表事業者と協力しつつ責任を分担して事業を実施する者です。分担事業者の所属する機関が代表事業者の機関と異なる場合には、様式3の共同提案体協定書の写しを採択決定後速やかに提出してください。

※ 競争参加資格を有しない者は本事業を実施できませんので、契約手続き開始までに当該資格を取得してください。当該資格の取得には時間を要しますので、資格を有していない場合は速やかに申請を行ってください。競争参加資格について、詳しくは以下を御覧ください。

(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-chotatujo/resources/app/html/shikaku.html>)

4. 提案書類

4. 1. 提案書類の提出

4. 1. 1 提案書

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。様式毎に提出枚数が指定されている場合には、指定した枚数を超えることや所定の枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。提案書は表1のとおりです。

なお、複数の事業者による共同提案を行うときは、様式3の写しを採択決定後速やかに提出して下さい。

表1 提出書類一覧

様式	応募様式
様式1	企画提案書
様式2	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
指定なし	見積書の写し（税込100万円以上の外注に係るもの）

表2 複数の事業者による共同提案を行う場合に提出が必要な書類

様式	応募様式
様式3	共同提案体協定書

4. 1. 2 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい（既存のパンフレット等でも結構です）。また、複数の事業者による共同で申請の場合、代表事業者に加え、すべての分担事業者について、添付書類を提出して下さい。

- A) 法人の概要、定款、財務諸表 1部
- B) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し（申請中の場合は、申請中であることが分かる資料（申請完了が通知され

たメール、申請書の写し等))

※申請中の者については、資格が取得できた場合、速やかに資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを追加で提出してください。

4. 1. 3 提出形態

提案書の提出形態は、電子データ（提出データはWord ファイル等加工が可能な形式で提出すること）とします。

4. 1. 4 提案書類の提出期限及び提出先

提案書は以下の担当者あてに電子メールにて提出してください。

- ・提出期限：令和7年7月17日（木）17:00必着
- ・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省物流・自動車局物流政策課 物流イノベーション実装支援事業担当
- ・電話番号：03-5253-8111
- ・E-mail：hqt-logi_innovation_research@gxb.mlit.go.jp

4. 2 提案書類の受理

提出された提案書について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、提案書の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の提案書については受理できません。提出された提案書を受理した場合は、その旨を電子メールにて通知します。

4. 3 事業費の範囲

本支援事業が負担できる事業費の範囲は、事業の遂行に必要な経費及び事業成果のとりまとめ・発表のために必要な経費とします。

計上可能な費目は、次のとおりです。なお、本事業では全ての費目において、1個又は1組の取得価格が5万円以上の物品（ただし、1年以上にわたり反復使用に耐えると認められない物品を除く）の購入については、経費計上できません。

① 物品費

ア) 設備備品費

事業の遂行に必要な機器・設備類の購入費（据付費等の関連する営繕工事費を含む。）又は、借上に要する費用及び製造費、改造費（設計費含む。）、修理費等を計上することができます。

ただし、建物の建築・購入等、施設に関する経費は認められません。

イ) 消耗品費

事業の遂行に直接要する材料、消耗品（ソフトウェア含む。）の購入費又はこれらの製作費を計上することができます。

一般的には、通常使用する一般事務用品等の消耗品、パソコン、机、椅子等の什器類は、「間接経費」（下記⑤）に含まれることとしますが、本事業の目的遂行にあたり必要と認められるものは計上することができます。

② 人件費・謝金

ア) 人件費

企画提案書に氏名を登録している事業者について、人件費を計上することができます。

ただし、大学等、国立試験研究機関、独立行政法人、特殊法人等の常勤の技術者等の人件費は本支援事業の経費では負担できません。

また、事業の実施に当たり、事業実施場所に一定期間出勤して実証補助、資料整理等を行う技術開発補助者（アルバイト、パート）に対しての経費を計上することができます。

イ) 謝金

事業を遂行するために、専門知識の提供、情報収集等で協力を得た人への謝礼として、謝金を計上することができます。

③ 旅費

- ・企画提案書に氏名を登録している事業者及び事業実施補助者の国内での資料採取、観測・測定等の事業に必要な交通費及び滞在費、事業成果発表等のための国内外の研究集会への参加に必要な交通費及び滞在費について計上できます。
- ・事業遂行に必要なセミナーや講習会での講演のため又は技術指導のために、国内外の技術者等を招聘するための交通費及び滞在費について計上できます。

④ その他

ア) 外注費

- ・ソフトウェアの作成、データの加工・分析、実験補助の外注等定型業務の請負として計上することができます。
- ・分析を外注する場合の経費、電子計算機使用料、データベース検索料等外部に役務を発注するために必要な経費（関連機器の保守・点検・修理等含む。）を計上することができます。
- ・外注による試作品の製作に係る費用（試作請負費の他、試作品用部品費、材料費及び予備部品費等を含む。）を計上することができます。
- ・ただし、業務の主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を外注することはできません。

イ) 印刷製本費

論文掲載費、事業発成果報告書、事業活動に必要な書類を作成するための印刷製本費などの経費を計上することができます。

ウ) 会議費

事業を遂行するために必要な会議費、シンポジウム等の会場費などの経費を計上することができます。

エ) 通信運搬費

一般的には「間接経費」（下記⑤）に含まれることとしますが、事業の遂行にあたり特別に必要で、かつ事業に使用することが明確にできる場合には、事業者間の電話、ファクシミリ、インターネットの利用料金等通信に要する経費及び資機材の運搬や試料の送付等に必要な経費を計上することができます。

オ) 光熱水料

一般的には「間接経費」（下記⑤）に含まれることとしますが、事業の実施に直接使用する実験棟、プラント、設備、装置棟の運転等に要した光熱水料を計上することができます。光熱水料の額は、専用メーターが装着されている場合は、その使用料によります。専用メーターが装着されていない場合は、占有面積、使用時間等を勘案して合理的に算出して下さい。この場合、算出根拠を明確にして下さい。

事業者内の施設において、本事業で専用使用するスペース及び本事業に直接使用する設備・装置について、事業者の規定等により使用料が規定されている場合は当該費用を計上することができます。

カ) その他（諸経費）

物品の賃借、学会参加費、特許関連経費等、上記の各項目以外で事業の実施に直接必要な経費を計上することができます。

キ) 消費税相当額

人件費、謝金等の消費税に関して非（不）課税取引となる経費を計上することができます。

⑤ 間接経費

事業を実施する際に間接的に発生する経費として、直接経費総額に30%を上限とした比率を乗じた間接経費を計上することができます。

なお、間接経費を計上又は減率するかどうかは、各事業者の判断によることができます。

ただし、間接経費を計上する場合は、事業採択決定後に間接経費率の根拠となる資料（規程類、直近年度の決算報告書等に基づく説明書）を提出していただきます。

4. 4 その他の注意事項

- ア) 同一の事業者が代表事業者として複数の応募をすることはできません。
- イ) 同一と認められる事業内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等（競争的資金も含む）を受けている事業内容の応募は認めていません。
- ウ) 提出する提案書は日本語で記載してください。
- エ) 提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出側の負担とします。
- オ) 提出された提案書類について、本要領に従っていない場合や、不備がある場合、また、提案書類の記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。なお、公募締切後は、原則として提案書の差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても提案書類の記載内容の変更は原則認められません。
- カ) 採択された事業については、その事業の概要を公表することがあります。
- キ) 企画提案書が特定された者は、審査の結果、最適なものとして特定しただけであり、会計法令に基づく契約手続き完了までは、国との契約関係は生じません。なお、企画提案書の特定後、契約書の作成が必要となることに留意してください。
- ク) 契約を締結した者は、本事業で知り得た共同事業者の技術情報等が漏洩しないよう、守秘義務を徹底してください。
- ケ) 事業費の合算使用については、旅費の場合は、「他事業分の出張と明確に区分出来る場合」、消耗品の場合は「他事業の用途と合わせて購入する場合で、他事業分の経費と明確に区分出来る場合」等の要件を付し、合算による使用を可能とします。
- コ) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めてください。
- サ) 適当な企画提案書が無い場合は、中止又はその他の方法によることがあります。

5. 公募開始から契約までの流れ

5. 1 契約までの全体スケジュール

令和7年6月6日（金）	公募開始
7月17日（木）	公募締切
7月～8月上旬	書面審査・ヒアリング審査、審査結果の通知
契約完了後（9月上旬頃）	事業の実施

※スケジュールについては今後変更することがあります。その場合には、別途ご案内します。

5. 2 事業の選定

5. 2. 1 審査方法

提出された提案書について、参加資格等の要件を満たしているかなどを確認したのち、提案書の内

容について審査を行います。審査については書面及びヒアリング審査（WEB 会議形式を想定）を行います。その後、国土交通省における所要の手続きを経て、事業を採択します。

なお、委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

※ 応募総数や提案内容によっては、審査方法を変更する場合や、書面審査の段階で不採択とさせていただきます。

※ ヒアリング審査での説明及び質疑応答は全て日本語で行います。

※ 作成する書類は、専門用語を可能な限り使用せず、専門外の方にもわかりやすい平易な文章で作成してください。

※ 審査を円滑に進めるために、国土交通省から提案書の内容を確認するために連絡する場合があります。

5. 2. 2 審査基準

以下の視点から総合的に審査します。

(1) 事業の必要性

事業内容が、新たな発想、発見、理論や他分野での既存技術や既存設備の適用における創意工夫などにより、物流業界において独創性、革新性を有するか、物流業界に広く展開することが望まれる技術開発及びその技術の普及を進めるなどにより、物流業界において社会的・経済的意義を有するか、国土交通省で実施することが必要な事業であるか（国土交通省の政策課題解決への寄与度 等）、などについて審査します。

(2) 事業の効率性

事業目標が明確かつ具体的であって、本事業の目標を達成するために適正な事業計画（事業中のリスク要因と対応策含む）、手法及び人員・組織体制を有するものであるか、事業に必要な経費について効率化が図られているかなどについて審査します。

(3) 事業の有効性

事業成果が物流業界の発展につながるか、実用化・事業化の見通しがあるか、などについて審査します。

なお、単に普及可能性がある、実用化・事業化の見通しがあるというだけではなく、普及や実用化・事業化のために事業者としてどのような取り組みを行うのかという点についても審査の観点とします。また、実用化に関しては事業期間が単年度ではあるが見通しのスキームが論理的であるかといった事業期間外の見通しの確実性についても審査します。

(4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況

女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の推進企業（女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定の取得企業や女性活躍推進法、次世代法に基づく計画策定中小企業）を加点評価します。

5. 3 契約について

委員会における審査結果等を踏まえ、採択にあたって、事業計画の修正を求める場合があります。提出いただいた提案書類に基づき契約を締結します。

なお、契約については、国土交通省大臣官房会計課と代表事業者及び共同提案体等を構成するすべての事業者との間で結ぶものとし、経費の支払いについては、業務履行後の検査確認後とします。

5. 4 個人情報等の取扱い等

- (1) 提案書類は、提案者等の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、事業内容によっては、他の委託調査等との重複の排除の調査等のため、提案に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。
- (2) 審査結果については、申請者に通知します。また、採択事業については、採択事業名、申請者名等を国土交通省のホームページ等で公表することがあります。

6. 契約後の責務等

6. 1 請負者としての責務

契約を結んだ主体は、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 事業の推進及び管理

事業推進上のマネジメント、事業成果の発表等、事業の推進全般について責任を持っていただきます。特に、提案書類の作成や定期的な報告書等の提出等については、申請者の責任の下一括して行うようにしていただきます。

経理事務については、原則として、代表事業者が経理事務（口座の管理、会計帳簿への記載・管理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）を行います。

(2) 知的財産権の帰属等

事業により生じた特許権等の知的財産権は、産業技術力強化法（平成12年法律第44号。通称、日本版バイ・ドール法。）により、請負者が希望する場合には請負者に帰属します。なお、国土交通省は特許等の出願・登録状況を自由に公開できるものとします。

加えて、請負者が事業の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部若しくは一部を譲渡しようとするときには、譲渡を受ける者から相当の対価の支払いを受けること、並びに、専用実施権及び独占的な通常実施権を設定した場合は国の直轄工事、直轄調査の入札及び当該特許等を用いて製造される製品に係る国の物品調達の入札に参加できないことを契約等において定めた上で行うとともに、国土交通大臣へ報告して頂きます。また、この場合、実施権設定の際に専用実施権者又は独占的な通常実施権者に対しても、上記の入札に参加させないことを契約等において定めることを条件とします。

なお、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国土交通省が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを許可していただきます。

(3) その他

その他国の定めるところにより義務が課されることがあります。

契約履行過程においては、国土交通省と十分協議を行いながら事業を進めるとともに、本要領に疑義が生じたとき、本要領により難しい事由が生じたとき、あるいは本要領に記載のない細部については、国土交通省と速やかに協議し、その指示に従ってください。

また、業務開始後、スケジュール等に変更が生じた場合には速やかに国土交通省に報告し、必要な措置を講じてください。

6. 2 事業費の不正使用・不正受給ならびに事業実施上の不正について

6. 2. 1 不正使用及び不正受給への対応

事業に係る費用の不正使用及び不正受給を行った事業者及びそれに共謀した事業者や、不正使用又

は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という）に違反した事業者に対し、以下の措置を講じます。

- (1) 不正使用（故意若しくは重大な過失による本事業に係る費用の他の用途への使用又は本事業に係る費用の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう）を行った事業者及びそれに共謀した事業者に対し、本支援事業への参加資格を制限することのほか、他府省を含む他の関係機関に当該不正使用の概要（不正使用をした事業者、事業名、所属機関、事業内容、予算額、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の関係機関は、所管する委託調査（競争的資金含む）への応募を制限する場合があります。

この不正使用を行った事業者及びそれに共謀した事業者に対する応募の期間は、不正の程度により、原則、委託調査費等を返還した年度の翌年度以降1年間から10年間とします。

- (2) 偽りその他不正な手段により事業に係る費用を受給した事業者及びそれに共謀した事業者に対し、本支援事業への参加資格への制限することのほか、他府省を含む他の関係機関に当該不正受給の概要（不正受給をした事業者、事業名、所属機関、事業内容、予算額、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の関係機関は、所管する委託調査（競争的資金含む）への応募を制限する場合があります。

この不正受給を行った事業者及びそれに共謀した事業者に対する応募の制限の期間は、原則、委託調査費等を返還した年度の翌年度以降5年間とします。

- (3) 善管注意義務に違反した事業者に対し、本支援事業への参加資格を制限することのほか、他府省を含む他の関係機関に当該義務違反の概要（義務違反をした事業者、事業名、所属機関、事業内容、予算額、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の関係機関は、所管する委託調査（競争的資金含む）への応募を制限する場合があります。

この善管注意義務に違反した事業者に対する応募の制限の期間は、原則、委託調査費等を返還した年度の翌年度以降1年間又は2年間とします。

6. 2. 2 事業上の不正行為への対応

事業による報告書等において、事業上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講じます。

- (1) 事業に係る費用について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることがあります。

- (2) 不正行為に関与した者については、本支援事業への参加資格を制限することのほか、他府省を含む他の関係機関に本事業の不正の概要（調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、事業内容、予算額、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の委託調査（競争的資金含む）への応募についても制限する場合があります。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度以降2年間から10年間とします。

- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記（2）と同様とします。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度以降1年間から3年間とします。

6. 3 事業成果の取扱い

(1) 調査報告書の作成

令和8年3月19日（木）までに本事業の実施結果を取りまとめた調査報告書を提出し、国土交通

省に内容の説明をして検収を受けてください。検収の結果、調査報告書等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について国土交通省に説明を行った上で、指定された日時までに再度納入してください。

調査報告書には、事業の成果を具体的に記載いただくことに加え、実施した実証事業の社会実装が円滑に図られるよう、調査報告書の一部またはその別紙として、実施した調査・実証のポイント及び課題、社会実装に向けたロードマップや留意点（例：実施スキーム、導入手順、システム仕様、関係者との合意形成方法等）等について、社会実装や横展開の参考となるよう具体的に整理してください。

また、本事業で得られた元データ及びその他事業に関連する資料も併せて提出してください。

※国土交通省は提出された調査報告書を自由に公開できるものとします。

※電子ファイルは、Microsoft Word 等で編集可能なファイルとしてください。

※図表等を保存できない場合はご相談ください。

(2) 事業成果の発表

得られた事業成果については、国内外の会議体、マスコミ等に公表し、積極的に事業成果の公開・普及に努めていただきます。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本支援事業において達成した成果であることを必ず明記し、公表した資料については提出していただきます。

(3) 事業成果の終了後調査

契約期間終了から社会実装まで、事業成果の応用化、実用化状況等のフォローアップ調査に協力して頂く場合があります。

【問い合わせ先】

問い合わせ先	国土交通省物流・自動車局物流政策課 物流イノベーション実装支援事業担当
住所	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館8階
TEL	03-5253-8111
E-Mail	hqt-logi_innovation_research@gxb.mlit.go.jp
受付時間等	月曜日～金曜日（祝日を除く。）9:30～12:00、13:00～18:15